

会 議 の 経 過

1 開 会 午後3時30分

2 議 事

(1) 議案第16号 平成24年度倉吉市教育行政の点検及び評価について

教育総務課長 (前回定例教育委員会での協議を踏まえて変更した箇所を中心に、資料に沿って説明)

(質問・意見等なし) …承認

(2) 議案第17号 平成25年度教育費補正予算について

教育総務課長 (資料に沿って説明)

学校教育課長 (資料に沿って説明)

…承認

3 協議事項

(1) 教育委員会制度等の在り方について

教 育 長 (資料に沿って説明)

委 員 長 ずっと前から思っていたが、奥歯に物が挟まったような運営を国がしていた。教育委員会が責任を持って、では教育委員会の組織はどうか、教育長を除くとあとの委員は非常勤であり、(委員は) そんなに細かいところまでわかっていないのに、最終的に教育委員会の合議制で選ばれた委員長に、責任を持っていく、というのはどうなんだという議論はずっとあった。みなさんが一般的にそうだと思っておられたと思う。それをはっきりさせようということだと私は捉えている。最終的に教育委員長が責任を持つ、これはおかしい話で、非常勤でやっているのと、常勤でやっておられるのは全く違うと思う。ただそこで、ただのチェック機関ではなく、教育というものについて、教育委員会全体で推し進めていくという考え方だったと思う。それはそれで良いが、その代表がやっぱり教育長というのが妥当だと思う。ただ、これに乗じてほかの事柄を政府によって進められてしまっただけではいけないので、そこで我々は勉強して行かなくてはならないと思う。基本的にこういった具合に行くのは私は個人的ありかなと思う。

委 員 勉強不足で、教育委員が非常勤だという認識がなかった。専門的によく分かっていないのに言えないのではないかと、非常勤のものがどれだけ責任を持ってしっかり言えるかと、思っていた。もうひとつは市長から任命されている、その方が権限が強くなる、非常勤の私たちがどれくらい言っていけるのか、そのところも教育委員の側がしっかり意識しなくてはならない。

委 員 今の制度、日本の風土に合っていたのかということが問われているのではないかと。仮に今の制度が変わったとしても、首長には選挙もあり、そこには住民の意思が反映されるわけだし、そんなに危険、教育がゆがむといったようなことは心

配しなくてもいいのではないかと自分としては思う。

教 育 長 今の制度、体制もそうだが、非常に大きな線があり、場合によっては、私はこちら（事務局）の見方になり、場合によってはこちら（委員側）、非常に微妙な立場で中途半端。本来は、事務局を総括していくわけだからここ（事務局側）で説明しなくてはならないだろうが、しかし教育委員会はここ（教育長を含め5人）、こちらは事務局、その辺のところの不明確さがある。私は教育長として選任同意していただいております、教育委員長も選ばれているわけだが、最後責任を持つのは、自分であるという思いはやはり、教育長は誰もそう思っているわけで、そうしたときに形式美まさに形式美だけれども、形式に意味がある、というのも事実。

一見無駄なようだけれどもその形式美は意外と大事なところもある、確かに実質的には時間がかかってしまうが、最後の儀式的なところも大事なところなという気がする。しかし実質的には教育委員会を執行機関ではなく、審議機関としてやっている、それは制度上そうだと思う。強引に進めるのではなく、丁寧に説明しながらやっていくといった形であれば、私は委員を5人とは言わず倍ぐらいでも良いと思っている。多方面の方から入ってもらって審議してもらおうシステムをやった方がいいのではないか。そのことによって教育長の独走を止めることも出来るだろう。まだ、これから1年間議論されるだろうし、注目しなくてはならない。

委 員 来年の通常国会ということでしたかね？そうすると再来年から新しい制度。どういう具合に切り替えていくのか。

委 員 長 内面もだが、全体の組織も大きく変わってくると思う。議論していきながらだろうが、文科省の話も聞きたい。（7月18日に）研修があるが、そういう教育委員会制度についてこれから我々も勉強しなくてはいけないと思う。

(2) 倉吉市立小・中学校教職員の訓告等取扱規程について

学校教育課長 （資料に沿って説明）

教 育 長 事象が起きたときにどう判断するのかという規程もなく、その都度教育委員会に諮っていたが、規程があれば、ある程度目安になるということ。

学校教育課長 こういったことを行う前には教育委員会に諮り、当然事実関係はこちらの方で掌握をして、それを説明させていただいてということになる。

教 育 長 何かあったときに教育委員会とも相談しながら、県とも相談し、県の懲戒処分には値しない場合に、市の服務監督上で市教委で対応している。服務監督上の立場からこういう規程を設け、市教委が対応する根拠としておこなってはいけない。2段階設けてこれを教育委員会として訓告とし、又はそこまでに至らないけれども注意しておく必要があるという場合には、口頭による嚴重注意という2段階を作らせていただいた。

委員 長 　いづれにしても教育委員会で話し合っただけで決める、ということですね。協議事項
でいいでしょうか？

教育総務係長 　例規審査会等を経て、来月正式な議案として提出させていただく。

4 報告事項

委員 長 　次の学校教育課の報告については、児童生徒の名前が出るので、区域外承認に
ついては、非公開、そのほかについては公開としたいと思います。

各委員 　（異議なし）

(1) 学校教育課 　（学校教育課長 資料に沿って説明）

- ① 区域外就学の承認について [非公開]
- ② 問題行動の状況について
- ③ 地域学校委員について
- ④ 小・中学生淀屋サミットについて
- ⑤ 倉吉市小・中学校の適正配置再編対象小学校区別説明会について

(2) 生涯学習課 　（生涯学習課長 資料に沿って説明）

- ① 公民館利用料金の一部変更について

(3) 文化財課 　（文化財課長 資料に沿って説明）

- ① 倉吉ライオンズクラブ共済 4/29 わかばウオークについて

(4) 倉吉博物館 　（博物館長 資料に沿って説明）

- ① 「ジュディ・オング情玉－木版画の世界展」事業報告

(5) 学校給食センター 　（学校給食センター所長 資料に沿って説明）

- ① 平成 24 年度給食費の 3 月精算額の誤りについて
- ② 食物アレルギーアンケート結果（学校の対応状況）について

(6) その他

- ① 市民からの声対応状況（図書館長、学校教育課長 資料に沿って説明）

次期委員会について調整し、次のとおり決定

日 時：平成 25 年 6 月 24 日（月）午後 3 時

場 所：倉吉市役所 第 3 会議室

午後 5 時 終了